

## 1. 健保組合・市町村の国民健康保険などにおける「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◇ 75歳になられた月の誕生日までの期間においても、一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、誕生日前に加入していた医療保険制度(健保組合・市町村の国民健康保険など)から「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。
- ◇ 「高額療養費特別支給金」の支給の有無や手続きについては、平成21年12月18日までに、あなたが75歳の誕生日までに加入していた健保組合・市町村の国民健康保険などにお問い合わせください。

## 2. ご家族の方に対する「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◇ 以下の①と②について、あなたが75歳になられた月に一定額を超えて医療費をお支払いされている場合には、「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。
- ◇ 「高額療養費支給金」の支給の有無や手続きについては、平成21年12月18日までに、①か②の該当する所にお問い合わせください。
  - ①あなたが被用者保険(健保組合・協会けんぽ(旧政管健保)・共済組合)の被保険者であった場合、あなたが扶養していた方
    - 【お問い合わせ先】  
『あなたの誕生日までに加入していた被用者保険』及び  
『誕生日後にあなたが扶養していた方が加入した国民健康保険の市町村窓口』
  - ②あなたが国民健康保険組合の組合員であった場合、あなたのご家族
    - 【お問い合わせ先】  
『あなたの誕生日までに加入していた国民健康保険組合』及び  
『誕生日後にあなたのご家族が加入した国民健康保険の市町村窓口』  
※誕生日後も同じ国民健康保険組合に加入した場合は、国民健康保険組合のみにお問い合わせください。

※ 上記の1又は2のお問い合わせを受けて、健保組合・市町村の国民健康保険などで確認した結果、あなたの医療費のお支払いが一定額以下であった場合には「高額療養費特別支給金」は支給されませんので、予めご了承ください。